

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）および農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の一部改正に伴い新たに設けられた手続に係る事務を市町に移譲するとともに、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正に伴い必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築基準法に基づく建築物の容積率に関する特例の認定等に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとします。（別表関係）
- (2) 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可ならびに当該認可をした旨の通知および公告に係る事務を草津市および甲賀市に移譲することとします。（別表関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。ただし、(2)は同年5月26日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第2条関係）		本則・付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(14) 省略		(1)～(14) 省略	
(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 省略 イ 法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 （ア）～（カ） 省略 （キ） <u>法第52条第10項、第11項および第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可に係る申請の受付</u> （ク）～（コ） 省略 （サ） <u>法第55条第2項および第3項各号の規定による建築物の高さに関する特例の認定</u> および	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町	(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 省略 イ 法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 （ア）～（カ） 省略 （キ） <u>法第52条第6項第3号、第10項、第11項および第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の認定等</u> に係る申請の受付 （ク）～（コ） 省略 （サ） <u>法第55条第2項、第3項および第4項各号の規定による建築物の高さに関する特例の認</u>	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町

<p>建築物の高さの許可に係る申請の受付</p> <p>(シ) ~ (タ) 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(チ) ~ (ミ)</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 法第86条の2第1項から第3項までの規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の認定等に係る申請の受付</p> <p>(エ) ~ (カ) 省略</p> <p>オ~キ 省略</p>		<p><u>定等および建築物の高さの許可に係る申請の受付</u></p> <p>(シ) ~ (タ) 省略</p> <p><u>(チ) 法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受付</u></p> <p><u>(ツ) ~ (ム)</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 法第86条の2第1項から第3項までの規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の<u>新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の認定等</u>に係る申請の受付</p> <p>(エ) ~ (カ) 省略</p> <p>オ~キ 省略</p>	
(15)の2~(32)の4 省略		(15)の2~(32)の4 省略	
(33) <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号。以下この項において「 <u>法</u> 」という。) および宅地造成等規制法施行規則 (昭和37年建設省令第3号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務	長浜市および高島市	(33) <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律</u> (令和4年法律第55号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる <u>同法による改正前の宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号) (以下この項において「 <u>旧法</u> 」という。) および宅地造成等規制法施行規則 (昭和37年建設省令第3号) に基づ	長浜市および高島市

<p>ア <u>法</u>第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付</p> <p>イ <u>法</u>第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>ウ <u>法</u>第10条第2項(<u>法</u>第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>エ <u>法</u>第11条(<u>法</u>第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議</p> <p>オ <u>法</u>第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>カ <u>法</u>第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>キ <u>法</u>第13条第1項の規定による工事の完了の検査</p> <p>ク <u>法</u>第13条第2項の規定による検査済証の交付</p> <p>ケ <u>法</u>第14条第1項の規定による許可の取消し</p> <p>コ <u>法</u>第14条第2項の規定による工事の施行の停止および擁壁等の設置その他必要な措置の命令</p> <p>サ <u>法</u>第14条第3項の規定による宅地の使用の禁止および制限ならびに擁壁等の設置その他必要な措置の命令</p>		<p>く事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア <u>旧法</u>第5条第1項の規定による試掘等の許可に係る申請の受付</p> <p>イ <u>旧法</u>第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>ウ <u>旧法</u>第10条第2項(<u>旧法</u>第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>エ <u>旧法</u>第11条(<u>旧法</u>第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による宅地造成に関する工事の協議</p> <p>オ <u>旧法</u>第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p> <p>カ <u>旧法</u>第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>キ <u>旧法</u>第13条第1項の規定による工事の完了の検査</p> <p>ク <u>旧法</u>第13条第2項の規定による検査済証の交付</p> <p>ケ <u>旧法</u>第14条第1項の規定による許可の取消し</p> <p>コ <u>旧法</u>第14条第2項の規定による工事の施行の停止および擁壁等の設置その他必要な措置の命令</p> <p>サ <u>旧法</u>第14条第3項の規定による宅地の使用の禁止および制限ならびに擁壁等の設置その他必要な措置の命令</p>	
--	--	---	--

<p>シ <u>法</u>第14条第5項(<u>法</u>第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置の実施および公告</p> <p>ス <u>法</u>第15条第1項から第3項までの規定による届出の受理</p> <p>セ <u>法</u>第16条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告</p> <p>ソ <u>法</u>第17条第1項の規定による擁壁等の設置および改造ならびに工事の実施の命令</p> <p>タ <u>法</u>第17条第2項の規定による工事の実施の命令</p> <p>チ <u>法</u>第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>ツ <u>法</u>第19条の規定による報告の徴収</p> <p>テ 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定による<u>法</u>第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>		<p>シ <u>旧法</u>第14条第5項(<u>旧法</u>第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置の実施および公告</p> <p>ス <u>旧法</u>第15条第1項から第3項までの規定による届出の受理</p> <p>セ <u>旧法</u>第16条第2項の規定による擁壁等の設置および改造その他必要な措置の勧告</p> <p>ソ <u>旧法</u>第17条第1項の規定による擁壁等の設置および改造ならびに工事の実施の命令</p> <p>タ <u>旧法</u>第17条第2項の規定による工事の実施の命令</p> <p>チ <u>旧法</u>第18条第1項の規定による立入検査</p> <p>ツ <u>旧法</u>第19条の規定による報告の徴収</p> <p>テ 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定による<u>旧法</u>第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	
(34)～(62) 省略		(34)～(62) 省略	
(63) 削除		(削除)	
(64) 省略		(63) 省略	
(新設)		<p>(64) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律</u>（平成25年法律第101号。以下この項において「<u>法</u>」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア <u>法</u>第18条第1項の規定による農用地利用集積等</p>	<p>草津市および甲賀市</p>

		<u>促進計画の認可</u>	
		<u>イ 法第18条第7項の規定による通知および公告</u>	
(64)の2～(76) 省略		(64)の2～(76) 省略	

滋賀県知事の権限に関する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 改正の概要①（建築基準法の改正に伴うもの）

建築基準法令に基づく許認可等に係る申請の受付事務については、これまでから市町に一部を移譲している。

省エネルギー性能の向上に資する建築物の断熱改修や、再生可能エネルギーの利用に資する設備改修等を推進するため、令和4年6月に建築基準法の一部が改正公布されたことに伴い、新たに設けられた認定等に係る申請の受付事務を市町に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

（1）建築基準法の一部改正により新たに設けられた許認可事務

①容積率の緩和の認定（建築基準法第52条第6項（新設））

・住宅および老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について、容積率緩和の手続を迅速化（※）するため、新たに認定制度を規定。

（※）省令に定める基準に適合していれば、建築審査会の同意なく特定行政庁が認定可能。

②高さ制限の緩和の特例許可（建築基準法第55条第3項、第58条第2項（新設））

・屋根の断熱改修や、屋上への省エネ設備の設置等の省エネ改修等に係る工事により、高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を新たに規定。

③一団地認定・許可制度における対象行為の拡充（建築基準法第86条の2（一部改正））

・既存建築物の外壁や屋根等の省エネ改修を進めるため、一団地認定または許可（※）を受けた区域内における「大規模の修繕」および「大規模の模様替」を許認可の対象に追加。

（※）原則1つの敷地には1つの建築物しか建築できないところ、当該認定または許可を受けることで複数建築物を一団の土地の区域内に建築することができる制度。

（2）市町に移譲する事務

上記許認可については、特定行政庁（都道府県および建築主事を置く市町村）が行うこととなる事務であるが、市町のまちづくりと密接に関係するため、建築基準法令に基づく他の許認可と同様に申請の受付事務を（特定行政庁を除く）以下の市町に移譲する。

対象市町：栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市
日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

2 改正の概要②（農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴うもの）

農業者の減少の加速化が見込まれる中、農地が分散している状況を解消し、農地の集約化等を進めるため、令和4年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「機構法」という。）の一部が改正されたことに伴い、新たに設けられた計画の認可等に係る事務を市に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

（1）機構法の一部改正により新たに設けられた事務

①農用地利用集積等促進計画の認可（機構法第18条第1項（新設））

・農地中間管理機構（公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金）は農用地利用集積等促進計画を策定し、県の認可を受けなければならない。

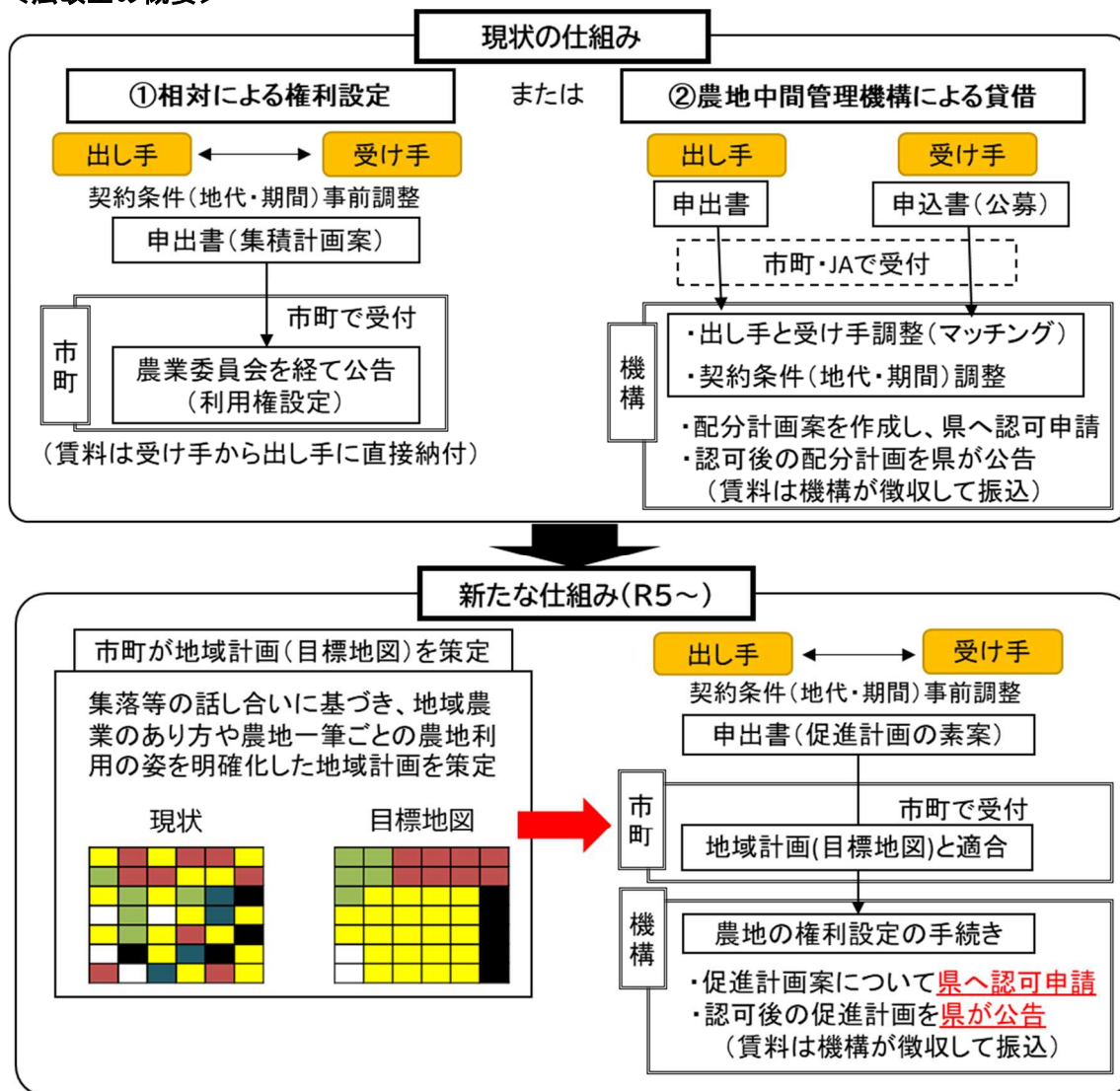
②市町農業委員会への通知および公告（機構法第18条第7項（新設））

・県は計画の認可をしたときは、遅滞なくその旨を関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

（２） 市に移譲する事務

上記認可等事務については、県が行うこととなる事務であるが、円滑な事務処理を図るため、当該事務の権限移譲を希望する草津市および甲賀市に対し、事務の移譲を行う。

<法改正の概要>



3 改正の概要③（宅地造成等規制法の改正に伴うもの）

令和4年5月に宅地造成等規制法が改正され、法律名等が改正されたが、県が長浜市および高島市に対して既に移譲している工事の許可等の事務については、経過措置によりなお従前の例によることとされたため、所要の改正を行おうとするもの。

4 施行日

令和5年4月1日から施行。ただし、一部の改正（宅地造成等規制法の改正に伴うもの）については、同年5月26日から施行。